

まるごと借換ローン（無担保）

令和2年 1月 6日現在

商品名	にしんまるごと借換ローン（株ジャックス）
-----	----------------------

1.お使いみち	① 公的住宅ローンおよび民間住宅ローンの借換 ② 公的住宅ローンにおける特別加算分のみの借換 ※ただし、無担保住宅ローンの借換は対象外とします。
2.ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員または会員となる資格を有する個人および個人事業主の方 ① 当金庫の地区内に住所または居所を有する方 ② 当金庫の地区内の事業所に勤務されている方 ・申込時の年齢が満20歳以上満65歳以下の方 ※ただし、完済時の年齢が満75歳以下の方 ・対象不動産が申込人または同居家族所有物件である方
前年度年収	・年収250万円以上（自営業者の方は400万円以上）
返済実績	・公的および民間住宅ローン利用者で、返済実績が5年以上（ステップ償還利用者は7年以上）あり、かつ直近1年以内に返済の延滞が無い方。
所得合算	・同居親族の税込み年収の50%を上限として合算することができます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として団体信用生命保険に加入できる方。 ・(株)ジャックスの保証を受けられる方
3.ご融資金額	・50万円以上1,000万円以内（1万円単位）
4.ご融資限度額	・1,000万円以内。ただし、借換対象ローンの一括償還金額を上限とします。
5.ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位） ※ただし、借換対象ローンの残存返済期間に3年加算した期間を上限とします。
6.ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等分割返済とします。 ・申込金額の50%以内の元金について6ヶ月毎のボーナス併用返済ができます。
7.ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利型 ・長期プライムレート（みずほコーポレート銀行方式）を基準金利とし、基準金利の変更に連動し、ご融資利率を年2回変更する変動金利制とします。 ※毎年4月1日と10月1日現在の長期プライムレートを基準とし見直し、4月1日基準の住宅ローン金利は7月のご返済分から、10月1日基準の住宅ローン金利は1月のご返済分からの適用となります。 ・金利には団体生命保険料が含まれています。 ・ご融資の利率は、ご契約時の基準金利により決定いたしますので、現在のご融資利率は店頭窓口までお問い合わせ下さい。 ・店頭窓口までお申出いただければ、返済額を試算いたします。 ・延滞損害金は、返済すべき元金に対し年18.25%となります。
8.ご返済比率	<ul style="list-style-type: none"> ・前年年収（税込）に対する返済割合の限度 ※本件借入およびその他すべての借入にかかる年間元利金返済額の合計が対象 ① 前年度税込年収が400万円未満 … 35%以内 ② 前年度税込年収が400万円以上 … 40%以内
8.担保	・不要です。
9.保証人	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として不要です。ただし、以下の場合は連帯保証人が必要となります。 ① ご融資対象不動産の所有者がお申込人以外の場合は、その所有者の方 ② 団体信用生命保険に非加入の場合は、法定相続人の方1名 ③ 所得合算を行う場合、同居親族の所得合算者の方 ④ その他保証会社が必要と認めた場合
10.保証会社・保証料	・株式会社ジャックス 保証料はご融資利率に含まれています。

11.手数料	・住宅ローンの費用に係る当金庫事務手数料		
	新規実行手数料	住宅ローン契約300万円以上	55,000円
		住宅ローン契約300万円未満	11,000円
	※その他、契約書に貼付する印紙税等が必要となります。		
	・繰上げ返済をされる場合や、返済条件の変更をご希望される場合は、次の手数料が必要となりますので、あらかじめご了承ください。		
一部繰上げ返済される場合	5,500円		
全額繰上げ返済される場合	33,000円		
返済条件変更手数料	5,500円		
12.申込時必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・所得確認書類 給与所得者の方：源泉徴収票、住民税決定通知書、所得証明書いずれか（写） 自営業の方：納税証明書（1、2）または確定申告書（受付印有）（写） ・本人確認書類 運転免許証表裏、健康保険証またはパスポート（写） ・資金使途確認書類 既存の公的および民間住宅ローンの返済予定表 直近一年間の返済状況を確認できる資料（通帳の写し等） 対象物件の土地建物登記簿謄本（発行後1ヶ月以内のもの） 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9時～17時45分、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。 		
13.苦情処理措置・紛争解決措置			
14.その他	<ul style="list-style-type: none"> ・保証会社の審査結果によっては、ご要望に添えない場合もございます。なお、審査結果の内容等につきましてはお答えしかねますのでご了承ください。 		

西中国信用金庫